

## 配付資料（５）

### 日本将棋連盟愛知県支部連合会規程

（名称及び住所）

- 1 本会は日本将棋連盟愛知県支部連合会と称し、事務局を名古屋市中区栄4-1-2-2-1第2栄スカイタウン4A日本将棋連盟東海普及連合会内に置くものとする。

（会 員）

- 2 本会は日本将棋連盟の愛知県内の支部をもって構成するものとする。

（目 的）

- 3 本会は我が国の伝統文化の一つである将棋文化の高揚並びに支部及び支部会員相互の親睦と棋力の向上を図るとともに、日本将棋連盟東海本部の催す事業に積極的に賛同し、中部棋界の普及発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

- 4 本会は目的を達成するため、年間次の事業を行うものとする。

- (1) 支部会員による全国支部対抗戦及び全国支部名人戦並びにシルバー名人戦の愛知県大会の開催
- (2) 日本将棋連盟東海本部の催す事業及び将棋の指導・奨励研究にかかる諸活動への協力並びに役員会で協議し賛同を得た事業

（役 員）

- 5 本会には次の役員を置くものとする。役員を選出は総会または支部長会の承認を得て行うものとする。

役員任期は2年とし、再選を妨げないものとする。なお、本会には事業の推進に当たって指導、助言等を受けるため顧問を置くことができるものとする。また、本会の役員はすべて名誉職とする。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副 会 長   | 若干名 |
| (3) 幹 事 長   | 1 名 |
| (4) 副 幹 事 長 | 1 名 |
| (5) 会 計     | 1 名 |
| (6) 幹 事     | 若干名 |
| (7) 会 計 監 査 | 1 名 |

（役員会）

- 6 役員会は会長が招集し、招集数の過半数をもって行うものとする。

なお、役員会の議決要件は、出席役員数の過半数とする。

（相談役及び理事）

- 7 本会の会長の経験を有する者のうち、本会の事業の推進について指導、助言等を受けるため、相談役を置くことができるものとする。

また、本会の役員経験者のうち、本会の事業の推進について助言、協力等を受けるため理事を置くことができるものとする。

相談役及び理事は、役員会等に出席し評議に参加できるものとする。ただし、評決に加わることはできないものとする。

（総会及び支部長会）

- 8 本会加入支部の支部長（代理も可）による総会及び支部長会を原則として年1回開催する。

総会及び支部長会は、役員会の行う事業及び諸活動について評議を行い、議決及び承認を行うものとする。

（会費）

- 9 本会の会費は年額3000円とし、通信費、会議費等に充てるものとする。

（年度）

- 10 本会の事業年度は、総会から次年度の総会までとする。

ただし、会計年度は1月1日から12月31日までとする。